

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼる。特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困難をきたしている。

また現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害手帳）の対象とされているものの医学上の認定基準が極めて難しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されている。

現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないと指摘されている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法の制定時（H23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、下記の事項を早急実現するよう強く求める。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに関する医療費助成を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

奈良県生駒郡平群町議会

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿